

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求事件

国側当事者・国(神田税務署長)

令和5年2月21日棄却・控訴

判 決

原告	破産者株式会社C破産管財人D
原告訴訟代理人弁護士	本山 正人
同	佐々木 英人
同	赤堀 有吾
原告補佐人税理士	増田 光利
被告	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	神田税務署長 山下 功起
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

神田税務署長が、原告に対し、令和元年10月16日付けでした別紙2-1処分目録1記載の各処分及び令和2年7月9日付けでした別紙2-2処分目録2記載の各処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成30年9月●日に東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けた株式会社C(以下「破産会社」という。)とその顧客との間で「オーナー制度」という仕組みの下でされた取引のうち「Aコース」(以下「本件取引」という。)の実態は金銭消費貸借契約に基づく顧客からの預り金であるのに、金融商品取引法又は出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号。以下「出資法」という。)などの関係法令に違反していないよう装うため、破産会社において会計上本件取引を買戻特約付売買契約であるかのように処理し、これに基づいて8月1日から翌年7月31日までの課税期間(破産会社の「連結」事業年度及び課税事業年度に相当し、各年の課税期間をその終期を基に以下「平成26年7月期」などという。)のうち平成26年7月期から平成30年7月期まで(以下「本件課税期間」と総称する。)における消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)並びに法人税、地方法人税及び復興特別法人税(以下「法人税等」という。)の確定申告を行っていたと

主張して、破産会社の破産管財人となった原告が、本件取引は金銭消費貸借契約であって課税取引には当たらないこと等を理由に、平成31年4月22日に本件課税期間の消費税等及び法人税等に係る更正の請求を行ったところ、神田税務署長から、更正をすべき理由がない旨の別紙2-1処分目録1及び別紙2-2処分目録2記載の各通知処分（以下「本件処分」と総称する。）を受けたため、本件処分の取消しを求める事案である。

- 2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記証拠〔書証は特記しない限り枝番を含む。以下同じ。〕及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）当事者

原告は、破産会社の破産管財人であり、平成30年9月●日に破産会社について東京地方裁判所が破産手続を開始した際に、破産管財人に選任された者である（甲1、乙1）。

破産会社は、平成21年9月●日、東京都千代田区●●において、株式会社Eという商号でF（以下「F」という。）により設立され、製造、加工及び輸入した食料品等の通信販売事業を行うほか、顧客に出資を募り、調達した資金により農作物の栽培、食品加工及び環境関連事業等を行っていた。なお、株式会社E設立時においては、Fが昭和60年に設立した破産会社と同名の株式会社Cという別法人が存在したが、同法人は平成22年5月●日に株式会社Eに合併して解散し、同日、株式会社Eが株式会社Cに商号変更した。（甲2、乙1）

破産会社は、事業の拡大に伴い、事業ごとに多数の法人を設立したが、それらはいずれもF、その長男又は両人が大株主である法人が大部分の株式を保有する関連会社であり、破産会社の破産手続開始決定時には、同時に破産会社を含めて28の法人が破産手続開始決定を受けた（甲2、乙2）。

破産会社には、約2万9000名の破産債権者がおり、破産債権額も1033億円を超えている。また、F及び相当数の従業員が逮捕・起訴され、その事実は大きく報道され、その中にはFを含め、確定の有無は明らかではないものの、既に東京地方裁判所から有罪の判決の宣告を受けている者もいる。（甲12、13、20、33、40）

- （2）破産会社は、本件取引（Aコース）において、顧客との間で買戻特約付売買契約に係る契約書を作成し、法形式上、対象商品の所有権を買主（顧客）に移転し、決められた日に売買代金に一定額を加えた金額で買い戻すという形態の下に顧客との間で資金をやり取りしていた。上記契約書による顧客との取引（以下この取引を「オーナー制度による取引」という。）には2つのコースがあり、Aコースに加えて、実際に対象商品が買主に届けられるもの（この取引を以下「Bコース」という。）があった。オーナー制度による取引の額については、破産会社において対象商品の「売上」や「仕入れ」などとして経理処理されていた。（甲7ないし11、乙12）

- （3）破産会社は、平成26年7月期から平成29年7月期までにおいて、オーナー制度による取引について、それが全て顧客との間の売買契約であることを前提に、消費税等にあつては上記（2）の「売上」が「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）によるものであり、「仕入れ」が「課税仕入れ」（同項12号）に相当するものであるなどとして、法人税等にあつては同じく「売上」が益金に算入される「資産の販売」（法人税法22条2項）に、「仕入れ」が損金に算入される「売上原価」（同条3項）にそれぞれ該当するものであるなどとして、確定申告を行った。

他方、平成30年7月期においては、原告が、破産会社のオーナー制度による取引につい

て、それが全て顧客との間の金銭消費貸借契約であることを前提に、消費税等にあつては上記（２）の「売上」が「資産の譲渡等」によるものではなく、仕入れも「課税仕入れ」に相当しないものとして、法人税等にあつては同じく「売上」を益金の額から、仕入れの額を損金の額からそれぞれ除外するなどして、確定申告を行った。

（４）原告は、平成３１年４月２２日、オーナー制度による取引について、うち本件取引が金銭消費貸借契約に、Ｂコースが売買契約であることを前提に、本件課税期間の消費税等及び法人税等について更正の請求を行ったが、神田税務署長は、平成２６年７月期については令和元年１０月１６日付けで、平成２７年７月期から平成３０年７月期までについては令和２年７月９日付けで、それぞれ更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分（本件処分）を原告に行った（甲３、５、乙３ないし８）。

（５）原告は、平成２６年７月期の消費税等及び法人税等について令和元年１２月２０日に審査請求を行ったが、国税不服審判所長は、令和３年１月２５日付けでこれを棄却する裁決をした（甲４、乙９）。

また、原告は、令和２年９月３０日、平成２７年７月期ないし平成３０年７月期の消費税等及び法人税等について審査請求を行った（甲６）。

破産会社に対する消費税等及び法人税等の課税の経緯は、別表１ないし３のとおりである。

（６）原告は、令和３年４月１４日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。

３ 争点及び当事者の主張

本件の争点は、（１）本件取引が金銭消費貸借契約か否か及び（２）本件課税期間における本件取引の総額である。

（１）本件取引が金銭消費貸借契約か否か

【原告の主張】

本件取引は金銭消費貸借契約であり、本件取引に係る入金は売上ではなく借入金である。

ア 破産会社は、資金調達の方法として、当初は株主募集、借入金及び社債（私募債）といった手法を用いていたが、私募債の募集について、関東財務局から金融商品取引法に違反している可能性がある旨の指摘を受けたため、「借入金募集」と題する資金調達を開始し、並行して新たに「パートナー制度」や「サポーター制度」による資金調達を行ったが、これらは法形式においても、実質においても、破産会社と顧客との間の金銭消費貸借契約であった。

その後、破産会社は、平成２４年６月の太陽光パネルを皮切りに、◎◎、◎◎、◎◎などの商品名称の下に、オーナー制度による取引を通じた資金調達を行うようになった。

イ 本件取引は、法形式上は、対象商品の所有権を売買契約により買主に移転した上で、決められた日に、売買代金に一定額を加えた金額で買い戻すという買戻特約付売買契約であり、一見すると、破産会社が対象とされた目的物の売買に基づいて事業収益を上げることが目的とした取引であるように映るが、実際には破産会社は本件取引から事業収益を上げておらず、むしろパートナー制度やサポーター制度といった各種制度による借入金について利息を付して返済を続けるための資金調達の一環として行われたものである。なお、オーナー制度による取引のうち実際に商品を購入することができるＢコースの比率は極めて僅少であった。

ウ 本件取引の実情

本件取引について、一例を示して説明すると、平成29年11月28日を注文期限として募集された『G』第8期オーナーのご案内」と題するダイレクトメール（以下「DM」という。）によれば（甲8）、オーナーとなった者は、Aコースにおいては、約6か月後の平成30年5月31日、1口5万円当たり買取予定金額5万4750円の支払を受けることとなっており、Bコースにおいては、オーナーの指定する任意の時期に、1口5万円につき合計64本の商品を受領することとなっている。オーナーになることを希望する者は、当該DM記載の注文方法に従い、「オーナー注文書専用はがき」に必要な事項であるAコース・Bコース毎の注文口数を記入し、注文期限までに受注センター宛てに送付するとともに、振込取扱票にも注文口数等を記入して破産会社に申込金を支払い、破産会社は、はがきの受付と支払を確認した上で、オーナー証（甲10）及び届出書一式（甲11の1ないし3）を注文者に送付していた。

その後、Aコースのオーナーとなった者の多くは、約6か月後の期限を迎える前に、破産会社から頻繁に送付されるDMによる募集に改めて申し込み、当初の取引の支払を現実に受けることなく、同一の商品名の、又は違う商品名での本件取引の申込金に充当し、本件取引を何回も継続した。

本件取引に契約書は存在するが、これは届出書一式とともに、破産会社から送付されていたものであり、破産会社の記名押印欄には印刷された破産会社の記名押印があり、オーナーとなった者が押印等することは必ずしも想定されておらず、破産会社もオーナーの押印等のある書類を保管していない。これは、破産会社の行っていた「借入金募集」の方法による資金調達で、神奈川県警察本部から出資法に違反するとの指摘を受けたので、別の法形式を装うために前記のような契約書を作成していたからであって、このような契約書を処分証書とすることはできない。

また、Aコースでは商品の仕入れは行われておらず、顧客もAコースについては金銭消費貸借契約と認識し、代金名目で貸渡した金銭に対する利息を得ることが目的であった。破産会社においては、「●●営業部」や「通販課」といった部署が通信販売事業（顧客がカタログに掲載された多数の商品から好みの商品を選択して購入するものであり、一つのDMに1種類の「商品」しか掲載されていないAコースとは異なる。）を行っており、Aコースがそれらと全く独立した部署である財務本部等において行われていたことも、Aコースが商品売買ではなく資金調達であることを裏付けるものである。被告は、破産会社の貸借対照表に商品の科目があることや、棚卸資産が存在することを指摘するが、棚卸資産のうち商品として内訳書に記載されているのは「◎◎」や「干し柿」等の5種類のみである上、その残高も極めて僅かであったから、これらがBコースや通信販売事業等のための仕入れ・在庫にすぎないことは明らかである。

エ 破産会社の本件取引についての会計処理

破産会社は、オーナーからの新規入金があった場合には「前受金」としてこれを受け入れ、毎月末に、当月に受け入れた「前受金」を一括して「売上」に計上していた。また、継続分については、元金相当額の「売上」と「仕入」を同時に計上し、継続の申込みがあったことを「売上」と評価し、オーナーから商品を買戻したことを「仕入」としていたが、これは売上を過大に見せ掛けて粉飾するものであった。そして、買取予定金額と元本相当額の差額については「支払利息」として仕分けられていたが、これも本件取引が金銭

消費貸借契約であったことの証左である。

オ 結論

よって、本件取引は、法人税法22条2項所定の「資産の販売」「有償又は無償による資産の譲渡」に該当せず、また、消費税法2条1項8号所定の「資産の譲渡等」にも該当しないので、法人税等における所得を構成せず、消費税等の課税の対象ともならない。

【被告の主張】

本件取引は、買戻特約付売買契約であり、金銭消費貸借契約ではない。

ア 本件取引については処分証書たる契約書が存在するところ、その契約書の一例（乙13）では、売主である破産会社から、買主である顧客に対し、対象となる商品が売り渡されることとなるが（1条）、その売却を平成30年4月26日までに行った上で、同月27日に、破産会社が該当商品を買戻し、同日にその代金を当該顧客の指定口座に振り込む旨規定されている。また、当該商品の所有権については、当該商品が他から区分可能な程度に分離した時点で、破産会社から当該顧客に移転することとされており、買戻し時においては、買戻し代金を破産会社から当該顧客に支払った時点で当該顧客から破産会社に移転することとされている（2条）。そして、破産会社の残高試算表及び損益計算書（乙6、18）によれば、本件取引に係る入金は「売上」の仕分けがされており、破産会社の経理処理においても、本件取引は買戻特約付売買契約として認識され、それに沿った経理処理がされていた。かかる経理処理が一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従っていないものとは認められない。

仮に上記契約書のみをもって処分証書と認められないとしても、それがオーナー希望者の申込みを受けて作成され、その内容を前提としてオーナー希望者が振込口座を届け出る書面を破産会社へ送付していることからすれば、破産会社及びオーナーにおいて、上記契約書に記載されたとおりの内容の法的効果の発生を意図していたことは明らかである。そして、破産会社において金融目的が、顧客において利殖目的があったとしても、それによって売買契約が金銭消費貸借契約となるわけではない。

イ 更正の請求においては、請求する者が、申告した税額について、申告内容が真実に反するものであることの主張立証をすべきものと解されるところ、原告の提出した各種書面は、本件取引が金銭消費貸借契約であることを明らかにしたものということはできない。本件取引においては、（少なくとも）破産会社と顧客の間では有効な買戻特約付売買契約が締結されており、かつ、破産会社は本件取引に係る入金を「売上」として経理処理を行った上で法人税等及び消費税等の確定申告書を提出しているのであるから、課税要件を充足して租税が課されているのであって、更正の請求ができる場合には当たらない。

ウ 原告は、Aコースにおいては商品の仕入れすら行われていなかったなどと主張するが、確定申告書に添付された貸借対照表及び棚卸資産の内訳書には干し柿などが記載されていたし、破産会社の倉庫には「メープルシロップ」、「◎◎」、「フルーツジュース」等の商品が保管されていたこと（甲2の1）からも、当初から商品を仕入れず販売もしていないというFの供述は過剰自白であって信用し難く、その供述から認定し得るのは、ある時期から商品の仕入れもままならなくなり、債務不履行となる可能性が高いことを認識しつつ買戻特約付売買契約を締結しているという認識があったということにとどまる。

（2）本件課税期間における本件取引の総額

【原告の主張】

オーナー制度による取引のうち本件取引を金銭消費貸借契約と解した場合の更正の請求額は、以下の理由により別紙3（ただし、「更正の請求金額」の項が2つあるものについては「(①のみ)」と記載された項）のとおりとなる。

ア 申告納税方式による確定申告は、当該申告に係る課税標準及び税額を確定させる効果を生じさせるのであって、破産会社の確定申告に記載された課税標準及び税額については原被告間に争いが無い以上、当初確定申告の記載どおりに確定している課税標準及び税額を改めて検分すべき理由はない。そして、オーナー制度による取引は、本件取引（Aコース）とBコースから構成されているので、Bコースの取引総額が確定すれば、確定申告における額と同一であることに争いはないオーナー制度による取引全体の額からBコースの取引総額を控除することで、本件取引の総額も確定する。

イ オーナー制度による取引について、破産会社は、顧客の氏名・住所・取引履歴等を管理するためにデータベース（以下「本件DB」という。）を用いており、本件DBによってBコースの取引総額を確定することができる。すなわち、破産会社では、オーナー制度による取引について、オーナー注文書専用はがきを長野県飯田市所在の受注センターが受領すると、これをPDF形式のデータに電子化し、それを東京所在の本件取引の担当部署に送付していた。破産会社では、注文を受けたことをはがきにより確認し、入金状況を確認した後に、当該注文状況を本件DBに入力していた。また、はがきに誤記があった場合には、その誤りを確認した上で、正しい注文等が本件DBにのみ記載されていることもあることから、本件DBはオーナー制度による取引に関する最新の状況を反映した唯一の網羅的かつ最終的な取引記録である。破産会社の破産債権の債権調査手続においても、本件DBのとおりで金額で確定しており、その点からも破産会社と顧客との間で本件DBに記録されているとおりの取引が行われていたといえる。なお、破産会社は、確定申告を行う時期に、本件DBに記録されていた取引を、会計ソフトウェア（H）に入力して反映していたものであり、総勘定元帳（甲23ないし26）は、上記会計ソフトウェア上の会計情報から必要な記録を抽出して作成したものである。

ウ 被告は、破産会社の事業はオーナー制度による取引のみではなかったから原告の主張はその前提を欠くというが、原告は、総勘定元帳の内容を踏まえて再計算した結果に基づき、オーナー制度による取引とそれ以外の取引を明確に区別している（原告準備書面（4）別紙1-2-2等参照）のであり、被告の上記主張は失当である。また、被告は、本件DBの正確性について論難するが、前記イのとおり本件DBの正確性には疑念の余地がないから今更原始記録の全数検査をする必要性はないし、破産会社は青色申告法人であり、税務調査によって改めて原始記録の全数検査をすることは一般的に求められていない。

【被告の主張】

仮に本件取引が金銭消費貸借であるとしても、原告は、その主張する更正額を基礎付ける本件取引の総額を立証していない。

ア 原告は、本件DBのデータを根拠としてBコースの取引総額を算出し、オーナー制度による取引の総額からこれを控除すれば本件取引の総額が確定するなど主張するが、確定申告書の提出をもって確定申告額及びその内容等について申告納税義務者と課税庁の間に争いが無いことが確定するわけではなく、破産会社の確定申告額は当然の前提とできるも

のではないし、そもそも破産会社の事業はオーナー制度による取引のみではなかったのであるから、原告の主張はその前提を欠く。よって、そこからBコースの取引総額を控除したからといって、それが本件取引の総額となるとの関係に立つものではない。また、原告の主張する更正の請求額は、当初申告額について、実際にどのような方法により、どの勘定科目の、いつ計上した、いくら費用について、どのような修正を加えた結果であるかについて明らかでなく、当該修正に係る具体的な計算方法も不明である。

イ そもそも、本件DBが原告のいうとおり信用できるものであるというのであれば、本件取引の総額は本件DBを用いて立証すればよいことになるであろうが、本件DBについてはその正確性が検証されておらず、正確性の検証がない中で、本件DBのデータから本件取引の総額を導き出すことはできない。原告は、サンプルを用いて検証したというが、その割合は約0.5%程度と僅かである上にその検証の正確性の確認はできておらず、その余の大部分については原始記録（オーナー注文書専用はがき等）との突合作業自体行われていないことがうかがわれる。さらに、破産会社はオーナー制度による取引以外の事業も行っていたことが明らかであるから、原告のいうオーナー制度による取引に係る売上や仕入れが本件取引とBコースのみで構成されているかは不明である。また、本件DBと総勘定元帳ではソフトウェアが異なるから、本件DBの入力内容は別途人の手（入力作業）によって総勘定元帳に反映（転記）されるということになる以上、両者の入力内容が一致しているか否かはこれら2つのデータを突合しない限り明らかとはいえないし、総勘定元帳の「売上の区分」各欄又は「仕入の区分」各欄に記載された「Aコース売上」、「Bコース売上」又は「Aコース仕入」等の区分はどのような根拠に基づいて行ったのか等の点について、原告は具体的に説明しておらず、客観的に確認し得る資料の提出もしていない。

ウ 原告は、本件DBを破産会社の破産手続の債権調査において活用したというが、それは飽くまでも破産手続における破産債権者との関係での権利関係の確定のために本件DBが利用されたことを意味するのみであり、そのことから、本件訴訟において被告の訴訟活動や裁判所の認定までもが本件DBの内容に拘束される関係に立つものでもない。

エ 更正の請求をする場合には、納税申告をした納税者自らが納税申告の過誤の理由、その理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があるところ、更正の請求に係る調査手続においても、納税者から申告内容が事実と反することの主張立証がない限り、申告書に記載された所得金額等をそのまま正当なものとして、納付すべき税額をその申告どおり確定すれば足りる。そして、更正をすべき理由がない旨の通知処分の取消しを求める訴訟においても、更正の請求に係る金額が正しいことの立証責任は納税者が負っており、本件においては、本件取引が金銭消費貸借であることの立証に加えて、それぞれの期間に、売上げ及び仕入れがいくらずつ過大に計上されていたのかという具体的かつ正確な金額について根拠をもって立証する必要があるところ、上記のとおり、原告は本訴においておよそその立証責任を果たしていない。

第3 当裁判所の判断

1 争点（1）（本件取引が金銭消費貸借契約か否か）について

（1）本件取引に関しては、以下の事実が認められる。

ア 破産会社は、当初、株主募集、借入金及び社債（私募債）の形で資金調達を行っていたが、平成22年4月には「パートナー制度」による資金調達を、平成29年10月から平

成30年7月にかけては「サポーター制度」による資金調達を行った。そして、破産会社は、平成24年6月から後記イ記載のようなオーナー制度による取引を通じた資金調達を開始し、平成30年8月までに合計1897回の資金調達を行い、その対象となった商品名は、「太陽光パネル」、「○○○」、「棚田」、「○○○」、「○○○」、「○○○」、「○○○」、「○○○」、「○○○」、「赤ぶどう」、「黒酢」、「○○○」、「ぬかどこ」、「はちみつゆず」、「りんごジュース」、「○○○」、「○○○」、「プルーンドリンク」、「○○○」、「ももジュース」、「マンゴージュース」、「○○○」、「○○○」、「スモークサーモン」、「セイロンティ」、「のむヨーグルト」、「ほし芋」、「安納いもプリン」、「【新】のむヨーグルト」、「【新】ぬかどこ」、「【新】甘酒」、「【新】○○○」、「【新】ロブスター」、「【新】○○○」、「【新】○○○」、「【新】りんごジュース」、「【新】シリカ水」、「【新】○○○」、「【新】○○○」、「【新】○○○」、「【新】ももジュース」、「【新】赤ぶどう」、「【新】安納いもプリン」、「【新】スモークサーモン」、「【新】ほし芋」、「【新】市田柿」及び「【新】○○○」等であった。（甲2の1）

イ 本件取引のDM（甲8）の記載

「G」第8期を例に本件取引の内実を検討すると、まず、破産会社からメール便により顧客に送付されるDMには、次のような記載がある。なお、「I」第177期、「J」第4期及び「K」についても同様の記載がある（乙17、32）。

（ア）対象商品

カナダのケベック州において破産会社が約100万坪の「L」を誕生させたことを記念するオリジナルラベルのピュアメープルシロップであることが紹介されている。

（イ）オーナー募集概要

「Mがカナダ・ケベック州から直輸入する100%無添加ピュアメープルシロップ『G』（以下「本件シロップ」という。）のオーナー」であること、1口が本件シロップ330グラム（250ミリリットル）のもの60本であること、オーナーの契約期間は半年（6か月）であること、Aコース及びBコースがあることの記載がある。

（ウ）Aコース

Aコース（「買取りコース」）については、本件シロップを破産会社が買い取り、買取予定金額をオーナーに振り込むコースであること、1口5万円で、買取予定金額（「オーナー様受取金額」）が5万4750円であること、買取予定金額は平成30年5月31日までに振り込むことが記載されている。

「Aコースの流れ」として、①本件シロップを破産会社の関連会社がカナダ・ケベック州から輸入する、②破産会社がその関連会社と共に本件シロップを仕入れる、③破産会社の他の関連会社が②の本件シロップを検品し、箱詰めして商品とする、④破産会社が③の商品を会員や一般消費者に販売し、その価格から仕入れ、広告、販売促進費等に係る費用を差し引いた金額をオーナーに振り込んで支払う、との説明が記載されている。

（エ）Bコース

Bコース（「商品お届けコース」）については、1口5万円で、平成30年6月1日から平成31年5月31日（1年間）まで好きな時に本件シロップを1ケース（12本入り）単位で5ケースとプラス4本（10万2400円分）を好きな分だけ送料無料で届けるコースであることが記載されている。

（オ）注文方法

注文方法については、DM中のオーナー注文書専用はがきにAコース及びBコースの各申込口数を記載し、申込期限（平成29年11月28日必着）までに郵送すること、申込期限までに専用の払込取扱票を用いて注文金額を支払うようにとの記載があり、切り取って用いる専用の申込はがきと払込取扱票がDMに付けられている。

ウ 送付書類（甲10、11）

顧客が申込みを行い、所定の金額を払い込むと、破産会社は顧客に対し、Aコース及びBコース共通で「オーナー証」（甲10）と「買戻特約付売買契約書」（甲11の2）を、Aコースの申込者には更に破産会社が顧客に買取金を支払うための「振込口座お届書」（甲11の3）をそれぞれ送付する。

エ 買戻特約付売買契約書（甲11の2）の条項

なお、「I」第140期の契約書についても、同様の条項がある（乙13）。

（ア）売買契約（1条）

売買契約について規定した1条には、「目的物」として本件シロップ、「口数」としてAコース及びBコースの各口数、単価として「1口50,000円（税込）」、「数量、受領商品・金銭、引渡時期等」として、Aコースは「検品、箱詰めした『G』1口につき60本（1本／330g（250ml）×60本）を、平成30年5月30日迄の間に乙（判決注：顧客。以下同じ。）に売却した上で、平成30年5月31日に甲（判決注：破産会社。以下同じ。）が買戻し、1口あたり52,750円に冬の大感謝祭プレミアムとして2,000円を加算して54,750円を乙に対し支払う。買戻代金は、別途乙が指定する銀行口座に、平成30年5月31日に振り込む」と、Bコースは「検品、箱詰めした『G』を、1口につき102,400円（税込）分（1本／330g（250ml）：1,600円（税込）×60本に冬の大感謝祭プレミアムプラス4本）を乙に引渡す。なお、商品引渡期間は、平成30年6月1日から平成31年5月31日迄とし、その期間中で甲と乙が別途合意する時期に、甲は乙に引渡すものとする」等と記載されている（Aコースについては、引渡時期についてBコースのような定めは置かれていない。）。

（イ）所有権（2条）

所有権について規定した2条は、Aコースにおいては、本件シロップにつき、（ア）の「口数」及び「数量、受領商品・金銭、引渡時期等」に規定する数量を他の部分から区分することが可能な程度に分離した時点で、その所有権は破産会社から顧客に移転し、買戻し時における所有権の移転は、破産会社が顧客に対し買戻代金を支払った時（平成30年5月31日）に移転するものとし、Bコースにおいては、本件シロップにつき、（ア）の「口数」及び「数量、受領商品・金銭、引渡時期等」に規定する数量を分離し、顧客が直ちに受領できる状態にまで特定したときに、その所有権は顧客に移転するとしている。

オ 買戻特約付売買契約書（甲11の2）の体裁

買戻特約付売買契約書は、顧客の氏名、Aコース及びBコースの口数及び申込金額については顧客の注文に応じて変更するようになっているが、それ以外の部分是不動文字として記載され、末尾には破産会社の記名と印影が印刷されており、顧客の住所と氏名を記載し、押印する欄（乙欄）はあるが、『乙欄』に、お客様の住所を記載して署名捺印の上、

大切に保管してください。」と書面の右肩欄外に不動文字で記載されているのみで、実際に署名や捺印をするかは顧客に委ねられており、顧客の署名押印のある買戻特約付売買契約書を破産会社が取得することもなかった。

カ 本件取引の継続（甲 9）

本件取引については、取引の継続に関するDMが送付されることがあり、例えば、「G第1期」のAコースの顧客については、「G第10期」へ追加の振込を行うことなく申し込むことができ、オーナー制度による取引を継続することができる。なお、「第1期」Aコースの口数をそのまま「第10期」に継続して申し込むと、「特別企画ダブルプレミアム」が加算される。

キ 顧客の認識

顧客の中には、利殖目的で本件取引（Aコース）を行っていた者がおり、その者らは、6か月後に10パーセント前後の利息が付くことのみに着目し、対象となる商品が何かについても関心を有さず、満期を迎える頃に送られてくるパンフレットを見て、新しい契約の申込金に払込済みの金額を充当することにより、本件取引を続けていた。したがって、その者らは、仮に破産会社が実際に商品を仕入れていたとして、それを破産会社が顧客の代わりに売却して利益を得て配当を行っているという程度の想像はしていても、破産会社が対象商品をどのように管理しているかなどの知識はなかった。（甲 17）

ク 破産会社代表者等の認識等

破産会社の代表者であったFは、Aコースを実際の対象商品の仕入れや販売のない資金調達の方法と認識しており（甲 14）、破産会社の法務部長や財務部長らもAコースを金集めの方法と認識していた（甲 15、22、27）。また、Fや破産会社の従業員らは、刑事事件の第一審判決の中でも、顧客の出資金を、先に出資して償還期限を迎えた顧客への支払や、破産会社やその関連会社の従業員の給与等の支払に充てるために、Aコース等を通じて金員を詐取した旨認定されている（甲 13、33）。そして、原告の、破産会社の元法務部長らに対する損害賠償請求訴訟の判決においても、破産会社は当初からAコースにおける顧客の募集に当たって顧客が注文した商品を仕入れる予定はなく、これを第三者に売却して利益を得ることもなかったものであって、専ら資金調達の手段であるAコースは出資法2条1項に違反するものであった旨認定されており（甲 32）、破産会社の破産手続の破産債権査定申立て事件の決定においても、破産会社は『『オーナー制度』と称する、買戻特約付売買契約の形式をとりつつ、パートナー制度やサポーター制度と同様の実態を有する資金調達をするようになった』（判決注・上記「オーナー制度」による取引は専らAコースを指すものと解される。）と認定されている（甲 21）。

（2）以上の事実を前提に検討する。

ア 本件取引（Aコース）は、前記「G」（第8期）の場合であれば、1口5万円を払い込むと、半年後に5万4750円の振込金を受けられる契約となっている。そして、契約書上は、顧客が対象となる商品（本件シロップ）を購入し、破産会社がこれを買戻すという買戻特約付売買契約の形態を取っているものの、顧客は当該商品を受け取ることはおよそなく（前記（1）エ（ア）のとおり、引渡時期について具体的な定めは置かれていない。）、破産会社が当該商品を仕入れているのか、あるいは、仮に当該商品を仕入れている、それを顧客のために分離し、分別して管理をしているかも顧客に対し明らかにされて

おらず、少なくとも顧客はその実態を知ることにはなかったものと推認される。本件取引について、顧客の中には利殖のための手段であると考えている者があり、買戻し時期が近付くと、最初に支払った金員に一定の金員を付加した金額を受け取ることが可能であった一方で、破産会社から別のオーナー制度による取引についてのDMを受け取り、払込済みの金員を、新しいオーナー制度による取引の払込金に充当することも可能であり、利殖目的の顧客は、新しい取引での払込金と買戻予定額の差額で利得を得ようとしていた。また、破産会社も、本件取引を資金調達のための手段と認識しており、「特別企画ダブルプレミアム」等のキャンペーンを通じて従前の口数を新しい取引にそのまま充当することを顧客に推奨していた上、Fの供述等からは、Aコースについて、そもそも対応する商品を準備していなかったことがうかがわれる（破産会社の棚卸資産として若干量の商品が存在したことには争いが無いが、その分量からみてBコースや通信販売事業等のものと解して矛盾はないものと考えられるし、当初から顧客が注文した商品を仕入れていなかった旨のFの供述〔甲14の1・3頁〕も、その文脈からAコースについてのものであることは明らかである。）。以上からすると、本件取引の実態は、顧客が一定の金員を破産会社に払い、破産会社が（払い込まれた金額の大半を商品の仕入れではなく資金繰りや人件費等に充当した上で）顧客に対して6か月で1割程度となる払込金と買戻予定額の差額を利息のように支払うというものであり、その限りでは金銭消費貸借契約に極めて類似した実態を持つ契約であったといえることができる。

イ 確かに、本件取引は、法形式上は買戻特約付売買契約であり、その旨の記載のある契約書も存在するが、契約書は顧客が本件取引を申し込み、金員を払い込んでから、オーナー証と一緒に受け取るものであり、破産会社の記名押印があり、顧客が署名押印する欄もあるものの、例えば、2通契約書が送付されて、1通について顧客が署名押印した上で破産会社に返送するといった形で契約書を完成させるための方策は講じられていない。被告は、これが処分証書であると主張するが、本件取引の契約書について、送付を受けた顧客が自ら署名又は記名及び押印をしていたとは一般的には考え難く、多くの場合には顧客側の署名又は記名や押印を欠いていたと考えられることからすると、署名や押印による文書の真正の推定（民事訴訟法228条4項）が及ぶものでもなく、売買の意思表示が契約書によってされたと評価できるものとはいえないから、これが処分証書に該当するということとはできない（なお、いずれにせよ、前記のとおり、破産会社において顧客の署名又は記名及び押印のある契約書を取得するための手立ては何ら講じられていなかったものである。）。

ウ 一般に、買戻特約付売買契約は、当該売買の対象物の所有権を買主に移転することにより、担保権を設定するのと同様の効果を生じさせるために用いられることが多いが（なお、買戻特約付売買契約については、その実態に鑑みて譲渡担保と同視することができるものは消費税等が非課税とされている。）、本件取引は、そもそも対象となる商品を破産会社が準備していたかも疑わしいものであり、むしろ、買戻特約付売買契約という法形式を用いることにより、金銭消費貸借契約という法形式を用いることによる出資法との抵触といった不都合を破産会社が回避しようとしたものとするのが合理的である。

（3）以上によれば、本件取引（Aコース）について、少なくとも、証拠上認定し得る「G」第8期の本件シロップに係る契約について、その実質が金銭消費貸借契約にほかならないとする原告の主張には、理由がある（なお、それ以外の本件取引については、その契約内容等に

ついて詳細を認定するに足りる証拠は提出されていないが、争点（２）においてその点も含めて検討する。）。)

2 争点（２）（本件課税期間における本件取引の総額）について

- （１）次に、本件取引（Ａコース）の総額が幾らであったのが問題となる。この点、原告は、本件取引について、破産会社の確定申告時にオーナー制度による取引とされた金額から、Ｂコースであったとされる契約の金額分を差し引けば、本件取引の総額を導くことができる旨主張し、Ｂコースの取引量については、本件ＤＢを用いて算出することができる旨主張する。
- （２）しかるところ、国税通則法２３条１項に基づく更正の請求は、納税者の提出した納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合等に、納税者が、税務署長に対し、当該申告書に係る国税の法定申告期限から５年以内に限り、更正をすべき理由がない旨の通知処分取消訴訟においては、更正の請求に係る事実関係は納税者において主張、立証すべきものと解するのが相当である。そして、証拠との距離その他の当事者間の公平の観点に照らすと、この理は、本件における平成２６年７月期から平成２９年７月期までのように、納税者が納税申告後に破産手続開始決定を受けた後にその破産管財人が更正の請求をした場合においても基本的に異なるところはないというべきである。
- （３）原告は、本件ＤＢは破産会社がオーナー制度による取引等を管理するために用いていたものであり、確定申告も本件ＤＢの情報を基に行っていたものであるという。そして、顧客がはがきでオーナー制度による取引の申込みを行った場合には、そのはがきは長野県所在の受注センターに郵送されるが、破産会社が受領したはがきはＰＤＦ化され、東京所在の破産会社本社の担当部署（財務本部、事業本部又は財務部）に送信され、そこでその内容が本件ＤＢに打ち込まれ、更に電話等による修正も本件ＤＢに反映させることにより、顧客との契約の管理を行っていたという。このように、原告の主張によれば、本件ＤＢが、オーナー制度による取引をその総額や種別を含めて正確に記録していることとなる。

しかしながら、原告の主張によっても、本件ＤＢは、顧客によって内容が書き込まれたはがきのＰＤＦを基に破産会社において手作業で打ち込まれ、必要に応じて更にその後に電話確認等を通じた修正がされたものであることがうかがわれるのであって、顧客の申込内容が機械的に本件ＤＢに転記されるような仕組みにはおよそなっていなかったものと認められる。しかも、本件ＤＢについては、後記のとおり、その記録内容の正確性が客観的に検証されてはならず、直ちにその記録からＢコースの契約の数量や金額等を導くことはできないものというほかはない。本件ＤＢの正確性について、原告は、一定のサンプルを抽出し、調査をした結果、抽出されたはがきについては正確に記録されており、必要な場合には電話を通じた修正も本件ＤＢに反映されていたことが確認されたというが（甲３４ないし３６）、仮にそのとおりであったとしても、それは飽くまでも原告が任意に抽出した一部のサンプルについて調査した結果、当該サンプルについては正しく記録されていたことが判明したというにすぎず、電話で行われたという修正についても、それが正しく行われたものかは裏付けがなく

不明であり、本件DBに修正が行われた記録があったとしても、その変更結果の正確性が確認されなければ、本件DBの記録の正確性が担保されるものとはいえない。

また、本件DBの記録の正確性については、その一部についてすら被告の検証を経ておらず、当裁判所もその正確性を検証する機会があったものではない。この点につき、本件の審理の過程において、被告からは、特定の1か月について、申込みのあったオーナー制度による取引のはがきとそれに対応する本件DBの記録を照合することにより、本件DBの正確性を被告が検証する旨の提案があったものの、原告は、記録が膨大になることなどを理由に応じず、当該特定の1か月について前記のような原告によるサンプル調査の結果を報告したのみであり（なお、全体の取引に占めるサンプル調査対象の割合も僅少であったことが認められる。）、結局、被告が本件DBの正確性を直接確認する機会は作られることがなかった（被告準備書面（4）第1の2、同第3の3（3）等参照）のは、当裁判所に顕著な事実である。

なお、破産会社が、顧客の契約管理のために本件DBの記録を利用していたことからすれば、本件DBが相当な精度で記録されていたであろうことまでは推認することができる。もっとも、前記のとおり、その内容やはがき等の原資料との照合については何ら行われておらず、他の事情からその正確性を推認することもできないことからすると、全く誤記録がないとか、仮に誤記録があるとしてそれがどの程度あるかなどは不明であるというほかない。そうすると、結局、本件DBの記録のみからBコースに係る取引金額を正確に算出することはできないものというべきである。また、総勘定元帳は、原告の主張によっても本件DBの内容を更に別の会計ソフトウェアに手作業で入力して転記したものであるというのであるから、仮に転記自体が正確であったとしても、本件DBの記録に依拠したものである以上、その記録内容の正確性を当然の前提とできないことは本件DBと同様である。

（4）これに対し、原告は、本件DBに基づいて破産会社の破産手続において債権額を確定させたところ、債権者からの異議が出なかった点も本件DBの正確性の根拠として挙げる。しかしながら、破産手続上の権利関係の確定と、本件訴訟における税額の確定のための権利関係の確定とは異なるものである。その点をおくとしても、本件取引における個々の顧客が自らの債権額を正確に把握しているかは明らかでないし、仮に本件DBの記録から算出された金額が顧客である債権者の認識する金額と異なっている場合があったとしても、早期解決を求めるなどの理由で大きな不一致がなければあえて債権者の側から異議を述べるまでのことはしなかった可能性も相応にある上、Bコースであったはずの取引がAコースとして記録されているなどの理由で自らの認識よりも破産会社に対する債権額が大きくなっているような場合であれば、債権者がこれに異議を述べないことも十分に考えられる（また、顧客である債権者が他の債権者の破産会社に対する債権額を把握していることも通常想定し難い。）。よって、破産手続における債権者の態度から本件DBの記録が正確なものであると推認することは、困難なものというほかない。

（5）さらに、原告は、オーナー制度による取引の総額について、確定申告の金額を前提とした上で、Bコースに係る取引金額を差し引けば本件取引（Aコース）の金額となると主張する。しかしながら、確定申告を行い、一度それに基づいて納税をしたとしても、前記（2）のとおり、確定申告に現れた金額が実体と異なると主張する以上は、オーナー制度による取引の総額についておよそ立証不要となるものではなく、本件取引の総額を含む更正の請求に係る事実関係を原告は立証すべきこととなるのであり、その点の立証も本件についてはあるとは

いえない。なお、平成30年7月期については、原告がオーナー制度による取引の全てを金銭消費貸借契約であることを前提に確定申告を行い、その後に至って、うちBコースについては売買契約であり、したがって課税仕入れが生ずることなどを理由に更正の請求をしたものと認められるが、Bコースに係る取引金額が明らかにされていないことは前記のとおりであるから、平成30年7月期についても、原告による立証は奏功していないものといわざるを得ない。

- (6) 以上のように、更正の請求の対象となる本件取引等の額について、本件において立証があるといえないから、不明であるというほかない。そうすると、本件取引のうち「G」第8期以外の部分について、その全てがこれと同様に金銭消費貸借契約としての実質を備えていると仮定したとしても、本件について更正すべき金額は立証がなく不明というほかないのであるから、破産会社の確定申告について更正すべき理由があるとの原告の主張は、採用することができない。

3 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないのでこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 渡邊 達之輔

裁判官 溝渕 章展

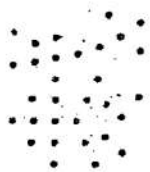
別紙 1

指定代理人目録

岡部明寿香、野間隆一朗、今中暉、岡村秀直、野村智子、今村亮

5

以 上



処分目録 1

1 (消費税及び地方消費税に係る通知処分・神田法第 6 5 2 8 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 5 年 8 月 1 日から平成 2 6 年 7 月 3 1 日までの課税期間に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

2 (復興特別法人税に係る通知処分・神田法第 6 5 2 9 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 5 年 8 月 1 日から平成 2 6 年 7 月 3 1 日までの課税事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

3 (法人税に係る通知処分・神田法第 6 5 3 0 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 5 年 8 月 1 日から平成 2 6 年 7 月 3 1 日までの (連結) 事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

処分目録 2

1 (法人税に係る通知処分・神田法第 9 4 9 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 6 年 8 月 1 日から平成 2 7 年 7 月 3 1 日までの (連結) 事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

2 (法人税に係る通知処分・神田法第 9 5 0 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 2 8 年 7 月 3 1 日までの (連結) 事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

3 (法人税に係る通知処分・神田法第 9 5 1 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 8 年 8 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日までの (連結) 事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

4 (法人税に係る通知処分・神田法第 9 5 2 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 9 年 8 月 1 日から平成 3 0 年 7 月 3 1 日までの (連結) 事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

5 (地方法人税に係る通知処分・神田法第 9 5 3 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 2 8 年 7 月 3 1 日までの課税事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

6 (地方法人税に係る通知処分・神田法第 9 5 4 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 8 年 8 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日までの課税事業年度に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

7 (消費税及び地方消費税に係る通知処分・神田法第 9 5 5 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 6 年 8 月 1 日から平成 2 7 年 7 月 3 1 日までの課税期間に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

8 (消費税及び地方消費税に係る通知処分・神田法第 9 5 6 号)

平成 3 1 年 4 月 2 2 日付けでした、平成 2 7 年 8 月 1 日から平成 2 8 年 7 月 3 1 日までの課税期間に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

9（消費税及び地方消費税に係る通知処分・神田法第957号）

平成31年4月22日付けでした、平成28年8月1日から平成29年7月31日までの課税期間に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

10（消費税及び地方消費税に係る通知処分・神田法第958号）

平成31年4月22日付けでした、平成29年8月1日から平成30年7月31日までの課税期間に係る更正の請求について、更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知処分

4-1-1 平成26年7月期 消費税の更正の請求書

区分		この請求前の金額	更正の請求金額 (①のみ)	更正の請求金額 (②追加)
消費税の 税額の計 算	課税標準額	① 22,502,617,000	1,468,537,000	1,468,537,000
	消費税額	② 1,100,715,165	71,798,764	71,798,764
	控除過大調整税額	③ 0	0	0
	控除税額	控除対象仕入税額	④ 1,063,713,923	194,443,019
		返還等対応に係る税額	⑤ 1,278,613	1,278,613
		貸倒に係る税額	⑥ 0	0
		控除税額小計	⑦ 1,064,992,536	195,721,632
	控除不足還付税額	⑧ 0	123,922,868	82,756,247
	差引税額	⑨ 35,722,600	0	0
	中間納付税額	⑩ 17,348,500	17,348,500	17,348,500
	納付税額	⑪ 18,374,100	0	0
	中間納付還付税額	⑫ 0	17,348,500	17,348,500
地方消費 税の税額 の計算	地方消費税の課税額	⑬ 0	123,922,868	82,756,247
	準となる消費税額	⑭ 35,722,600	0	0
	譲渡税額	差引税額	⑮ 0	31,650,048
		還付額	⑯ 0	21,018,294
	納付額	⑰ 9,057,000	0	0
		⑱ 4,337,000	4,337,000	4,337,000
	中間納付還付額	⑲ 4,720,000	0	0
	中間納付還付譲渡税額	⑳ 0	4,337,000	4,337,000

4-1-2 平成27年7月期 消費税の更正の請求書

区分			この請求前の金額	更正の請求金額 (①のみ)	更正の請求金額 (②追加)
消費税の 税額の計 算	課税標準額		① 46,372,925,000	1,177,364,000	1,177,364,000
	消費税額		② 2,921,494,275	74,173,932	74,173,932
	控除額大調整税額		③ 20,587,299	0	0
	控除税額	控除対象仕入税額	④ 2,778,652,363	275,050,118	216,994,657
		返還等対価に係る税額	⑤ 418,382	418,382	418,382
		貸倒に係る税額	⑥ 0	0	0
		控除税額小計	⑦ 2,779,070,745	275,468,500	217,413,039
	控除不足還付税額		⑧ 0	201,294,568	143,239,107
	差引税額		⑨ 163,010,800	0	0
	中間納付税額		⑩ 26,791,800	26,791,800	26,791,800
	納付税額		⑪ 136,219,000	0	0
	中間納付還付税額		⑫ 0	26,791,800	26,791,800
地方消費 税の税額 の計算	地方消費税の課税額		⑬ 163,010,800	0	143,239,107
	控除不足還付税額		⑭ 0	201,294,568	143,239,107
	差引税額		⑮ 163,010,800	0	0
	繰渡割額	還付額	⑯ 0	54,316,713	38,651,388
		納付額	⑰ 43,578,500	0	0
	中間納付繰渡割額		⑱ 7,229,400	7,229,400	7,229,400
	納付繰渡割額		⑲ 36,349,100	0	0
	中間納付還付繰渡割額		⑳ 0	7,229,400	7,229,400

4-1-3 平成28年7月期 消費税の更正の請求書

区分		この請求書の金額	更正の請求金額 (①のみ)	更正の請求金額 (②追加)
消費税の 税額の計 算	課税標準額	① 72,053,540,000	1,251,248,000	1,251,248,000
	消費税額	② 4,539,373,020	78,828,524	78,828,524
	控除過大調正税額	③ 0	0	0
	控除税額	控除対象仕入税額	④ 4,177,398,118	319,171,662
		返還等対応に係る税額	⑤ 58,006	58,006
		貸倒に係る税額	⑥ 0	0
		控除税額小計	⑦ 4,177,456,124	319,229,668
	控除不足還付税額	⑧ 0	240,401,044	139,278,133
	差引税額	⑨ 361,916,800	0	0
	中間納付税額	⑩ 149,411,200	149,411,200	149,411,200
	納付税額	⑪ 212,505,600	0	0
	中間納付還付税額	⑫ 0	149,411,200	149,411,200
地方消費 税の税額 の計算	地方消費税の課税額	⑬ 361,916,800	0	0
	課税となる消費税額	⑭ 0	240,401,044	139,278,133
	課税割額	還付額	⑮ 0	64,869,322
		納付額	⑯ 97,661,000	0
	中間納付課税割額	⑰ 40,316,500	40,316,500	40,316,500
	納付課税割額	⑱ 57,344,500	0	0
	中間納付還付課税割額	⑲ 0	40,316,500	40,316,500

4-1-4 平成29年7月期 消費税の更正の請求書

区分		この請求前の金額	更正の請求金額 (①のみ)	更正の請求金額 (②追加)
消費税の 税額の計 算	課税標準額	① 43,197,530,000	855,665,000	855,665,000
	消費税額	② 2,721,444,390	53,906,895	53,906,895
	控除過大調整税額	③ 0	0	0
	控除税額	控除対象仕入税額	④ 2,543,152,683	465,465,771
		返還等対応に係る税額	⑤ 234,082	234,082
		貴倒に係る税額	⑥ 0	0
		控除税額小計	⑦ 2,543,386,765	465,699,853
	控除不足還付税額	⑧ 0	411,792,958	187,043,876
	差引税額	⑨ 178,057,600	0	0
	中間納付税額	⑩ 331,526,000	331,526,000	331,526,000
	納付税額	⑪ 0	0	0
	中間納付還付税額	⑫ 153,468,400	331,526,000	331,526,000
地方消費 税の税額 の計算	地方消費税の課税標準となる消費税額	⑬ 0	411,792,958	187,043,876
	課税対象	差引税額	⑭ 178,057,600	0
		還付額	⑮ 0	111,118,378
		納付額	⑯ 48,047,700	0
	中間納付課税割額	⑰ 89,458,900	89,458,900	89,458,900
	納付課税割額	⑱ 0	0	0
	中間納付還付課税割額	⑲ 41,411,200	89,458,900	89,458,900

4-1-5 平成30年7月期 消費税の更正の請求書

区分			この請求前の金額	更正の請求金額 (①のみ)
消費税の 税額の計 算	課税標準額		① 119,258,000	186,184,000
	消費税額		② 7,513,254	11,729,592
	控除過大調整税額		③ 0	0
	控除税額	控除対象仕入税額	④ 30,667,396	42,269,898
		返還等対価に係る税額	⑤ 12,699	12,699
		貨割に係る税額	⑥ 0	0
		控除税額小計	⑦ 30,680,095	42,282,597
	控除不足還付税額		⑧ 23,166,841	30,553,005
	差引税額		⑨ 0	0
	中間納付税額		⑩ 163,219,100	163,219,100
	納付税額		⑪ 0	0
	中間納付還付税額		⑫ 163,219,100	163,219,100
地方消費 税の税額 の計算	地方消費税の課税標 準となる消費税額	控除不足還付税額	⑬ 23,166,841	30,553,005
	譲渡割額	差引税額	⑭ 0	0
		還付額	⑮ 6,251,369	8,244,461
		納付額	⑯ 0	0
	中間納付譲渡割額		⑰ 44,042,900	44,042,900
	納付譲渡割額		⑱ 0	0
	中間納付還付譲渡割額		⑲ 44,042,900	44,042,900

4-2-1 平成26年7月期 法人税・地方法人税の更正の請求書

区分		この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額または欠損金額	① 54,118,467	-3,610,644,356
	同上的内訳		
	経減税率適用所得金額	② 0	0
	その他の金額	③ 54,118,000	-3,610,644,356
	法人税額	④ 13,800,090	0
	法人税額の特別控除額	⑤ 0	0
	差引法人税額	⑥ 13,800,090	0
	連結納税の承認を取消された場合等	⑦ 0	0
	土地譲渡利益金		
	課税土地譲渡利益金額	⑧ 0	0
	同上に対する税額	⑨ 0	0
	留保金		
	課税留保金額	⑩ 0	0
	同上に対する税額	⑪ 0	0
	使途留保金		
	使途留保金額	⑫ 0	0
	同上に対する税額	⑬ 0	0
	法人税額計	⑭ 13,800,090	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	⑮ 0	0
	控除税額	⑯ 205,346	0
地方法人税額	差引所得に対する法人税額	⑰ 13,594,700	0
	中間申告分の法人税額	⑱ 3,314,400	3,314,400
	差引		
	納付すべき法人税額	⑲ 10,280,300	0
	還付金額	⑳ 0	3,519,746
	翌期へ繰り越す欠損金額または災害損失金	㉑ 0	3,610,644,356
	課税標準法人税額の計算		
	所得の金額に対する法人税額	㉒ 0	0
	課税留保金額に対する法人税額	㉓ 0	0
	課税標準法人税額	㉔ 0	0
	㉔に係る地方法人税額	㉕ 0	0
	㉕に係る地方法人税額	㉖ 0	0
	所得地方法人税額	㉗ 0	0
	外税税額の控除額	㉘ 0	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	㉙ 0	0
	差引地方法人税額	㉚ 0	0
	中間申告分の地方法人税額	㉛ 0	0
	差引		
	納付すべき地方法人税額	㉜ 0	0
	還付金額	㉝ 0	0

4-2-1 平成26年7月期 復興特別法人税の更正の請求書

区分			この請求時の金額	更正の請求金額
課税標準法人税額の計算	法人税額	①	13,800,000	0
	法人税額の特別控除額	②	0	0
	連結納税の承認を取消された場合等	③	0	0
	基準法人税額	④	13,800,000	0
	課税標準法人税額	⑤	13,800,000	0
復興特別法人税		⑥	1,380,000	0
控除税額		⑦	6,711	0
差引	納付すべき法人税額	⑧	1,373,200	0
	還付金額	⑨	0	6,711

4-2-2 平成27年7月期 法人税・地方法人税の更正の請求書

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額または欠損金額		① 69,524,767	-5,922,285,805
	向上の内訳	軽減税率適用所得金額	② 0	0
		その他の金額	③ 69,524,000	-5,922,285,805
	法人税額		④ 17,728,620	0
	法人税額の特別控除額		⑤ 0	0
	差引法人税額		⑥ 17,728,620	0
	連結納税の承認を取消された場合等		⑦ 0	0
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	⑧ 0	0
		向上に対する税額	⑨ 0	0
	留保金	課税留保金額	⑩ 8,677,000	0
		向上に対する税額	⑪ 867,700	0
	使途留保金	使途留保金額	⑫ 0	0
		向上に対する税額	⑬ 0	0
	法人税額計		⑭ 18,596,320	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		⑮ 0	0
	控除税額		⑯ 194,200	0
	差引所得に対する法人税額		⑰ 18,402,100	0
	中間申告分の法人税額		⑱ 6,797,300	6,797,300
	差引	納付すべき法人税額	⑲ 11,604,800	0
		還付金額	⑳ 0	6,991,500
	翌期へ繰り越す欠損金額または災害損失金		㉑ 0	9,532,930,161
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	㉒ 0	0
		課税留保金額に対する法人税額	㉓ 0	0
		課税標準法人税額	㉔ 0	0
	㉔に係る地方法人税額		㉕ 0	0
	㉕に係る地方法人税額		㉖ 0	0
	所得地方法人税額		㉗ 0	0
	外国税額の控除額		㉘ 0	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		㉙ 0	0
	差引地方法人税額		㉚ 0	0
	中間申告分の地方法人税額		㉛ 0	0
	差引	納付すべき地方法人税額	㉜ 0	0
		還付金額	㉝ 0	0

4-2-3 平成28年7月期 法人税・地方法人税の更正の請求書

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額または欠損金額		① 158,002,769	-9,509,405,479
	間上の内訳	経費税率適用所得金額	② 0	0
		その他の金額	③ 158,002,000	-9,509,405,479
	法人税額		④ 37,762,478	0
	法人税額の特別控除額		⑤ 0	0
	差引法人税額		⑥ 37,762,478	0
	還納納税の承認を取消された場合等		⑦ 0	0
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	⑧ 0	0
		同上に対する税額	⑨ 0	0
	留保金	課税留保金額	⑩ 13,468,000	0
		同上に対する税額	⑪ 1,346,800	0
	使途指定金	使途指定金額	⑫ 0	0
		同上に対する税額	⑬ 0	0
	法人税額計		⑭ 39,109,278	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		⑮ 0	0
	控除税額		⑯ 176,597	0
	差引所得に対する法人税額		⑰ 38,932,600	0
	中間申告分の法人税額		⑱ 9,201,000	9,201,000
	差引	納付すべき法人税額	⑲ 29,731,600	0
		還付金額	⑳ 0	9,377,597
地方法人税額	翌期へ繰り越す欠損金額または災害損失金		㉑ 0	19,042,335,640
	課税標準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	㉒ 37,762,478	0
		課税留保金額に対する法人税額	㉓ 1,346,800	0
		課税標準法人税額	㉔ 39,109,000	0
	㉔に係る地方法人税額		㉕ 1,661,528	0
	㉕に係る地方法人税額		㉖ 59,224	0
	所得地方法人税額		㉗ 1,720,752	0
	外国税額の控除額		㉘ 0	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		㉙ 0	0
	差引地方法人税額		㉚ 1,720,700	0
	中間申告分の地方法人税額		㉛ 0	0
	差引/	納付すべき地方法人税額	㉜ 1,720,700	0
		還付金額	㉝ 0	0

4-2-4 平成29年7月期 法人税・地方法人税の更正の請求書

区分			この請求前の金額	更正の請求金額
法人税額	所得金額または欠損金額	①	276,993,445	-14,254,953,457
	同上的内訳			
	軽減税率適用所得金額	②	0	0
	その他の金額	③	276,993,000	-14,254,953,457
	法人税額	④	64,816,362	0
	法人税額の特別控除額	⑤	0	0
	繰引法人税額	⑥	64,816,362	0
	還納納税の承認を取消された場合等	⑦	0	0
	土地譲渡利益金			
	譲渡土地譲渡利益金額	⑧	0	0
	同上に対する税額	⑨	0	0
	留保金			
	譲渡留保金額	⑩	0	0
	同上に対する税額	⑪	0	0
	使途制限金			
	使途制限金額	⑫	0	0
	同上に対する税額	⑬	0	0
	法人税額計	⑭	64,816,362	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	⑮	0	0
	控除税額	⑯	96,368	0
地方法人税額	差引所得に対する法人税額	⑰	64,719,900	0
	中間申告分の法人税額	⑱	19,466,200	19,466,200
	差引			
	納付すべき法人税額	⑲	45,253,700	0
	還付金額	⑳	0	19,562,568
	翌期へ繰り越す欠損金額または災害損失金	㉑	0	33,297,289,097
	課税標準法人税額の計算			
	所得の金額に対する法人税額	㉒	64,816,362	0
	課税留保金額に対する法人税額	㉓	0	0
	課税標準法人税額	㉔	64,816,000	0
	㉔に係る地方法人税額	㉕	2,851,904	0
	㉕に係る地方法人税額	㉖	0	0
	所得地方法人税額	㉗	2,851,904	0
	外国税額の控除額	㉘	0	0
	仮払経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	㉙	0	0
	差引地方法人税額	㉚	2,851,900	0
	中間申告分の地方法人税額	㉛	860,300	860,300
	差引			
	納付すべき地方法人税額	㉜	1,991,600	0
	還付金額	㉝	0	860,300

4-2-5 平成30年7月期 法人税・地方法人税の更正の請求書

区分			この請求書の金額	更正の請求金額	
法人税額	所得金額または欠損金額		①	-2,389,164,433	-8,547,464,984
	向上の内訳	軽減税率適用所得金額	②	0	0
		その他の金額	③	-2,389,164,433	-8,547,464,984
	法人税額		④	0	0
	法人税額の特別控除額		⑤	0	0
	差引法人税額		⑥	0	0
	連結納税の承認を取消された場合等		⑦	0	0
	土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	⑧	0	0
		同上に対する税額	⑨	0	0
	留保金	課税留保金額	⑩	0	0
		同上に対する税額	⑪	0	0
	促進助成金	促進助成金額	⑫	0	0
		同上に対する税額	⑬	0	0
	法人税額計		⑭	0	0
	仮結算に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額		⑮	0	0
	控除税額		⑯	0	0
	差引所得に対する法人税額		⑰	0	0
	中間申告分の法人税額		⑱	0	0
	差引	納付すべき法人税額	㉑	0	0
		還付金額	㉒	7,717	7,717
翌期へ繰り越す欠損金額または災害損失金		㉓	0	41,844,754,081	
地方法人税額	課税標準法人税額の計算	所得の金額に対する法人税額	㉔	0	0
		課税留保金額に対する法人税額	㉕	0	0
		課税標準法人税額	㉖	0	0
	㉖に係る地方法人税額		㉗	0	0
	㉖に係る地方法人税額		㉘	0	0
	所得地方法人税額		㉙	0	0
	外国税額の控除額		㉚	0	0
	仮結算に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		㉛	0	0
	差引地方法人税額		㉜	0	0
	中間申告分の地方法人税額		㉝	0	0
	差引	納付すべき地方法人税額	㉞	0	0
		還付金額	㉟	0	0

別表 1 本件破産会社 法人税の課税の経緯

(単位: 円)

事業年度	区分	確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
平成26年7月 事業年度	年月日	平成26年10月31日	平成31年4月22日	令和元年10月16日	令和元年12月20日	令和3年1月25日
	所得金額	54,118,467	△ 3,738,164,279	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	棄却
	納付すべき税額	13,594,700	△ 205,346			
	翌期繰越欠損金	0	3,738,164,279			
平成27年7月 事業年度	年月日	平成27年10月30日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	所得金額	69,524,767	△ 5,609,706,318	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	18,402,100	△ 194,200			
	翌期繰越欠損金	0	9,347,870,697			
平成28年7月 事業年度	年月日	平成28年10月31日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	所得金額	158,002,769	△ 9,830,952,657	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	38,932,600	△ 176,597			
	翌期繰越欠損金	0	19,178,823,254			
平成29年7月 事業年度	年月日	平成29年10月31日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	所得金額	276,993,445	△ 14,530,165,383	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	64,719,900	△ 96,368			
	翌期繰越欠損金	0	33,768,988,637			
平成30年7月 事業年度	年月日	平成31年2月18日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	所得金額	△ 2,389,164,433	△ 7,851,270,705	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	△ 7,717	△ 7,717			
	翌期繰越欠損金	2,389,164,433	41,560,259,342			

(注) 1 「所得金額」欄の「△」印は、欠損金額を示す。
2 「納付すべき税額」欄の「△」印は、還付金額を示す。

別表 2 本件破産会社 復興特別法人税及び地方法人税の課税の経緯

(単位: 円)

課税事業年度	区分	確定申告	更正の請求	通知処分	審査請求	裁決
平成26年7月 課税事業年度	年月日	平成26年10月31日	平成31年4月22日	令和元年10月16日	令和元年12月20日	令和3年1月25日
	課税標準法人税額	13,800,000	0	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	棄却
	納付すべき税額	1,373,200	△ 6,711			
平成28年7月 課税事業年度	年月日	平成28年10月31日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準法人税額	39,109,000	0	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	1,720,700	0			
平成29年7月 課税事業年度	年月日	平成29年10月31日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準法人税額	64,816,000	0	更正をすべき理由が ない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき税額	2,851,900	0			

(注) 「納付すべき税額」欄の「△」印は、還付金額を示す。

別表3 本件破産会社 消費税等の課税の経緯

(単位:円)

課税期間	区分	確定申告	修正申告	更正の請求①	①に対する通知処分	更正の請求②	②に対する通知処分	審査請求	最終
平成26年7月課税期間	年月日	平成26年9月30日				平成31年4月22日	令和元年10月16日	令和元年12月20日	令和3年1月25日
	課税標準額	22,502,617,000				1,521,278,000			
	控除対象仕入税額	1,064,992,536				149,276,100			
	納付すべき消費税額	36,722,600				△ 75,427,243	更正をすべき理由がない旨の通知	全部の取消し	棄却
	納付すべき地方消費税額	9,057,000				△ 19,279,504			
平成27年7月課税期間	年月日	平成27年9月30日	平成27年10月30日			平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準額	46,372,925,000	46,372,925,000			1,543,372,000			
	控除対象仕入税額	2,779,263,104	2,779,070,745			196,223,101			
	納付すべき消費税額	162,920,700	163,010,800			△ 98,990,665	更正をすべき理由がない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき地方消費税額	43,552,200	43,578,500			△ 26,710,276			
平成28年7月課税期間	年月日	平成28年9月30日		平成28年10月31日	平成28年11月30日	平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準額	72,053,540,000		72,053,540,000	72,053,540,000	1,000,826,000			
	控除対象仕入税額	4,178,379,020		4,177,456,124	4,177,456,124	173,829,414			
	納付すべき消費税額	360,994,000		361,916,800	361,916,800	△ 110,777,376	更正をすべき理由がない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき地方消費税額	97,412,000		97,661,000	97,661,000	△ 29,891,544			
平成29年7月課税期間	年月日	平成29年9月29日				平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準額	43,197,530,000				773,821,000			
	控除対象仕入税額	2,543,386,765				197,261,303			
	納付すべき消費税額	178,057,600				△ 148,510,580	更正をすべき理由がない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき地方消費税額	48,047,700				△ 40,074,091			
平成30年7月課税期間	年月日	平成30年12月28日				平成31年4月22日	令和2年7月9日	令和2年9月30日	
	課税標準額	119,258,000				671,897,000			
	控除対象仕入税額	30,680,095				107,053,330			
	納付すべき消費税額	△ 23,166,841				△ 64,723,619	更正をすべき理由がない旨の通知	全部の取消し	審査請求中
	納付すべき地方消費税額	△ 6,251,369				△ 17,465,157			

(注) 「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」欄の「△」印は、還付金額を示す。